

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第1回定例会 一般質問===

三好義治議員

- 1 第1に「市民が元気に活動するまちづくり」について
- (1) 市民公益活動の活性化と共同の担い手づくりの推進について
- (2) 安威川以南コミュニティセンターについて

【質問1回目】

○三好義治議員 第1に「市民が元気に活動するまちづくり」のうち、市民公益活動の活性化と協働の担い手づくりの推進のための資金援助を行うことについて質問を行います。これは昨日からる質問がありました。違う視点での質問ですので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

第4次行財政改革では、各種団体への補助金を見直す流れになっております。今回の場合は、その他の団体との整合性をどのようにしていくのかについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、安威川以南のコミュニティセンターについては、安威川以南地域の方々の強い要望があり、ようやく動き出すことは評価いたします。しかし、安威川以南は、今回建設予定になっております別府地区、味生地区と、一方では中央環状線を挟んで鳥飼地区もごさいます。別府地区での建設は、あくまで別府公民館老朽化に伴う建替えであり、今後は鳥飼地区にも建設していく必要があると思っておりますが、整備をしていく考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

【質問1回目への答弁】

○森山市長 まず、市民公益活動補助金制度についてでありますけれども、第4次の総合計画の「市民が元気に活動するまちづくり」に向け、多様な共同事業を展開し、市民活動の促進を図ることとしておりまして、本年度から、立ち上げ間もない団体に取り組む公益的な活動に対し、資金面での支援として事業補助制度をスタートさせるものでございます。今後、市民公益活動が広がり、まちづくりを支えよう、応援しようとしていただける取り

組みが、事業者、市民の方に浸透し、寄附という形などの財源応援を求めていければと考えております。

安威川以南のコミュニティセンターについての質問でございますが、安威川以南のコミュニティセンター構想につきましては、平成25年度から別府地域でのワークショップを開催し、旧鯉生野団地跡地の一部を活用して、公民館機能を勘案した施設を平成28年度の開館を目指して整備してまいります。

また、鳥飼地域での施設整備につきましては、市営鳥飼野々団地の跡地を候補地の一つとしてとらえておりますが、旧鯉生野団地跡地での整備と時を同じくして進めていくことは財政的に非常に困難であります。まずもって旧鯉生野団地跡地での整備から始め、その後鳥飼地域の環境、状況等をしっかりと踏まえて、鳥飼地域における整備について検討してまいりたいと考えております。

【質問2回目】

○三好義治議員 市民公益活動の活性化と協働の担い手づくりでございまして、協働のまちづくりでは、全体の育成、人材の発掘と人材の育成それぞれが得意分野で発揮する協働のまちづくりに不可欠ということもご答弁もいただきました。ただ、ややもすると、これまで協力していただいた団体、個人をないがしろにして、新たな団体のみに手厚い補助になりかねないかと思っております。摂津市行財政改革第4次実施計画では、その他の各種団体につきましては、団体補助から事業補助に変える検討がなされております。各種イベントにしてでも統廃合を検討されておりますが、これらとの整合性はどのように図っていくのか、お聞かせいただきたいというふうに

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第1回定例会 一般質問===

三好義治議員

- 1 第1に「市民が元気に活動するまちづくり」について
 - (1) 市民公益活動の活発化と共同の担い手づくりの推進について
 - (2) 安威川以南コミュニティセンターについて

思います。

安威川以南のコミュニティセンターにつきましては、鳥飼地区においても今後検討していきたいという、いいご答弁をいただきました。やはりいろいろな会合、それからコミュニティセンターというのは身近なところにあるというのが市民の要望でございます。今後、鳥飼地区に対してでも早い段階で検討の結論を出すようお願い申し上げます。

【質問2回目への答弁】

○杉本生活環境部長 市民公益活動補助につきましてのご質問でございます。

今回の補助制度は、摂津市における協働と市民公益活動の指針で示しております市民公益活動のバックアップ策の一つの取り組みでございます。新たに市民公益活動を行う団体に対する初動期の資金面での支援制度となっております。一方、既存団体におきましては、これまで市と連携し、さまざまな活動を展開されていることは承知しておりますが、今回の補助制度の対象とはいたしておりません。ただし、既存団体のメンバーや会員が新たな団体を立ち上げられ、メンバーを募って公益的な活動を展開されていく場合には対象といたしております。これは、市民公益活動の活発化を図り、協働の担い手を増やすことを目的としているからでございます。

次に、行財政改革との整合性につきましては、本来、補助金につきましては団体の自立育成に資するものであり、一定の目的が果たされたときに補助金の支給は終了するということが本来であったかと思いますが、これが団体支給として残ってきておったということで、行財政の第4次の実施計画におきましては団体の補助の見直しが記載されてございま

す。その中では、団体補助から事業費補助への転換ということになっておるかと思えます。

今回の公益活動の補助制度は、協働のまちづくりに向けて新たに取り組まれます市民公益活動の立ち上げ支援を目的といたしております。事業支援の要素が主でございますので、今後、その効果を十分検証しながら運用を行ってまいりたいと考えております。